

新型コロナウイルス感染症の影響による

生活福祉資金（総合支援資金）特例貸付の実施について

●貸付対象

大和町に住所を有し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し日常生活の維持が困難となっている世帯で、①先に緊急小口資金特例貸付を借入れ、②なお生活再建までの間に必要な生活費用のための貸付を必要とする世帯。

（申請は生計中心者が行うことができます）

●貸付金額

単身世帯 15万円以内／月

2人以上の世帯 20万円以内／月

●貸付期間

原則：3ヶ月以内

●据置期間 1年以内（貸付金を受けた最終月の翌月から償還開始までの準備期間）

●償還期限 据置期間経過後 10年以内（金融機関口座から口座振替で毎月償還）

●貸付利子 無利子

●保証人 不要

●その他 貸付金は審査を経て貸付が決定後、貸付決定通知書を申込者に送付し、借用書等の提出を受けてから、申込者名義の口座へ送金されます。なお貸付金は原則として毎月25日に振り込まれます）

●ご本人様に用意していただくもの

緊急小口資金決定通知書（写）

【申請にあたって】

（事前に面談【または電話】で状況を確認のうえ、所定の申請用紙一式をお渡し【郵送】いたします。）

●実施期間

令和2年4月22日から令和2年~~1-2月末日~~まで ➡ 令和3年3月末日まで延長

●申請場所・受付時間

黒川郡大和町吉岡字館下88（大和町保健福祉総合センターひだまりの丘2階）

受付は、平日の午前9時30分から午後3時まで

（事前に予約をお願いしています。時間内での申請・ご相談が困難な場合はご連絡ください）

次のいずれかに該当する場合は、貸付対象外となります

- 1 生活保護を受給中の世帯（生活保護申請中も含む）
- 2 この特例貸付（総合支援資金）をすでに借り入れている世帯
- 3 借入申込の書類に記載されている内容が事実と異なる場合
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少したことを確認できない場合
- 5 債務整理中の世帯、弁護士等に債務整理を依頼している世帯
- 6 申請から償還完了時まで世帯構成員に暴力団員がいる世帯

お問い合わせ先 大和町社会福祉協議会 TEL 0 2 2 - 3 4 5 - 2 1 5 6